



平成25年2月27日

国土交通省

## 新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の変更の承認について

全国新幹線鉄道整備法第16条第1項の規定に基づき東海旅客鉄道株式会社から平成25年1月29日付けで申請のあった新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の変更承認申請について、同法第16条第3項の規定に基づき審査した結果、平成25年2月27日付けで承認したことをお知らせいたします。

## 〔主な変更承認内容〕

## ○大規模改修に要する期間を

「平成30年4月～平成40年3月」より「平成25年4月～平成35年3月」に変更

## ○大規模改修に要する費用の総額を

「1,097,065百万円」より「730,822百万円」に変更

## ○積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の積立期間を

「平成14年10月1日～平成29年9月30日までの期間」より

「平成14年10月1日～平成25年3月31日までの期間」に変更

## ○積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の総額を

「500,000百万円」より「350,000百万円」に変更

## 連絡先

国土交通省鉄道局鉄道事業課JR担当室 高橋、遠山  
TEL：03-5253-8111（内線57850）直通 03-5253-8530  
FAX：03-5253-1635

国土交通省鉄道局施設課 倉富、崎谷  
TEL：03-5253-8111（内線40832）直通 03-5253-8553  
FAX：03-5253-1634